

平成 26 年度 第 3 回 松山市子ども・子育て会議

教育・保育部会 会議録

1. 日時

平成 26 年 7 月 31 日（木）15:00～17:00

2. 場所

松山市保健所・消防合同庁舎 6 階 中会議室

3. 当日の出席者等

(1) 出席委員（10 名）

相原真亜沙、上岡周介、亀崎美沙子、後藤陽三、敷村一元、二宮一朗、三浦和尚、村上出、森公夫、吉田可奈子（五十音順、敬称略）

(2) 事務局

保育・幼稚園課、子ども総合相談センター事務所、障がい福祉課、健康づくり推進課、学校教育課、教育支援センター事務所

4. 傍聴の可否

可（傍聴者 1 名）

5. 会議次第

(1) 開会

(2) 議事「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）について」

①本日の審議事項について

②基本施策と取り組み・事業について

③幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込みについて

④地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

(3) 報告事項

①子ども・子育て支援新制度に関する国等の動向について

(4) その他

①連絡事項等

(5) 閉会

6. 配布資料

・部会次第

・配席図

・資料 1 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）について

・資料 2 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）の基本施策と取り組み・事業について

・資料 3 幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の量の見込みについて

・資料 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

・資料 5 子ども・子育て支援新制度に関する国等の動向について

・参考資料 1 各施策と対象時期のイメージ

・参考資料 2 松山市子ども・子育て支援事業計画（素案：部会検討版）

～平成 26 年度第 1 回 教育・保育部会の参考資料 2 より～

・参考資料 3 ニーズ調査に基づく量の見込みについて

会議録

1. 開会

・事務局

それでは、ただ今から、平成 26 年度 第 3 回 松山市子ども・子育て会議 教育・保育部会を開会させていただきます。

本日の部会につきましては、委員総数 10 名のうち、10 名全員のご出席をいただいておりますので、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

それでは、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 1 項の規定により、これより先は、三浦部会長に進行をお願いいたします。

三浦部会長、よろしく願いいたします。

2. 議事

・三浦部会長

今回は、前回の部会でご意見をいただいた第 4 章部分について、事務局の方でも更に精査していただき、ほぼ完成形に近いと思いますので、最終決定でよいかという確認と、第 5 章部分にあたります、この計画の中心部分にもなるかと思いますが、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの部分について審議を行います。限られた時間ではありますが、しっかりと審議を行いたいと思いますので、スムーズな議事の進行にご協力ください。

①「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

・三浦部会長

まず、本日の審議事項について、事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 1 に基づき「本日の審議事項」について説明～

・三浦部会長

ありがとうございました。

今、ご説明いただいた内容を審議いたしますが、第 5 章における量の見込みについては、資料にありますとおり、まだ、空欄もありますので、今日、十分審議していただき、場合によっては、空白以外の部分を除いて決定ということもありまじょうし、また、今日は今日の時点の議論をしていただき、次回、空白部分を全て埋めて最終決定という考え方もあろうかと思ひます。その辺り、弾力的に進めさせていただきますと思ひます。

(部会委員 了承)

②基本施策と取り組み・事業について

・三浦部会長

具体的な審議に入ります。第 4 章「基本施策と取り組み・事業」について、前回からの持ち越しのような形ですが、事務局から説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 2 及び参考資料 2 に基づき「基本施策と取り組み・事業」について説明～

・三浦部会長

前回いただいた意見にご対応いただいています。基本的には 9 頁までを了解すればよいということです。みなさんご意見・ご質問があればお願いします。

(各委員からの意見なし)

・三浦部会長

よろしいでしょうか。

前回のご意見に沿って修正いただいているということで、この件につきましては、ご了解いただいたということにいたします。

(各委員了承)

③幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込みについて

・三浦部会長

それでは続いて、事業計画における「幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込み」について、事務局より説明をお願いします。

～事務局から、資料 3 及び参考資料 3 に基づき「幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込み」について説明～

・三浦部会長

ひとつのポイントになる議案ですので十分ご審議いただきたいと思います。

以前に行われたニーズ調査結果が、そのまま実態に反映されるものではない、というところを勘案していただき、現在各施設に入園や入所されている子どもの数等も勘案しながら数値を出していただいております。

これについてご意見・ご質問があればお願いします。

・二宮委員

説明いただいたように、ニーズ調査結果と今回示している資料の中の数値に、かなり違いがあると思います。ニーズ調査結果の部分をうまく反映して、例えば中島地区のように 10 名をそのまま 1 号認定としているところもあれば、実情の数値から導き出しているところもあると思います。

まず 3 号認定の部分が、どの地域もですが、特に東部、西部はニーズ調査結果から見ると、実際の今の待機児童や入所待ち児童数以上に算出されているのではないかと思います。

また、中島地区で 1 号を希望している方が 10 名いますが、実際には幼稚園がない状態で、公立の中島にある保育所が、認定こども園になるというような方向になるのでしょうか。1 号の希望をされても、船で渡って通園するというのは厳しいと思います。1 号で 10 名と設定される以上は、何かしらの対応策を持たれているのでしょうか。

・三浦部会長

私も、そう考えると、中島の 10 名について気になります。

・事務局

中島の 1 号認定の子どもについては、ご指摘のとおり、1 号のニーズはありますが、現実として幼稚園はありません。ですから、中島保育園を認定こども園に移行するかどうかについては、検討課題になると認識していますので、今後検討していきたいと考えています。

次に、東部と西部の3号認定についてですが、東部と西部に限らず、3号認定については、かなりニーズが高く出ています。しかし、最初にご説明しましたとおり、3号認定全体のニーズ量と現況の差が大きいため、差の約半分として400名を設定して、全体量の400名から東部と西部の割合を基に算出した形になっています。

また、3号認定につきましては、現状の入所待ち児童数の分布状況に地域差があるため、平成26年4月1日の分布状況を踏まえて、もともと3号認定の加算をする前に、23、24、25年度3か年の10月1日時点の入所待ち児童数の平均値は450名です。これは2号、3号両方にかかる数字ですが、それを加えた上で、3号認定部分については、さらに400名を市内全体で加算して、その加算した400名の配分について、実際の4月1日時点の入所待ち児童の分布状況、これに応じて各地区に配分していますので、ニーズ調査とは乖離があるとしても、その部分については実態に合ったものと判断しています。

・三浦部会長

入所待ち児童数の割合で、加算した400名を各地区に分けて上乗せしているということでしょうか。

・事務局

3号認定については400名を加算しており、加算配分をどうするかについては、26年4月1日の入所待ち児童数の各地の分布状況を掛け合わせて出しています。

・三浦部会長

算定根拠はあるということですね。つまり、入所待ち児童数の多いところでは、「400名のうちの何名をここに上乗せしましょうか」と言ったときに、当然、この地区が多めに上乗せになっているということで、中島の場合は入所待ち児童がいまないので、ニーズ調査結果のそのままの数字で表しているということですね。

・上岡委員

中島では、現時点で幼稚園に行きたい人はどのようにしているのでしょうか。これからは、先ほど言われたように、公立の保育所を認定こども園にするという考え方もあると思いますが、実際として、現在はどうな状態になっているのでしょうか。

・事務局

実質的には保育所に通っている状況です。

・上岡委員

今、保育所に通っている子どもで、もし幼稚園があれば行きたいという人が10名くらいいる、ということでしょうか。

・事務局

新制度になっても、1号認定の子どもは幼稚園に行きたいが、地理的要件などで幼稚園がないため通うことができないという場合は、特例ということで、保育所に通うこともできます。

今回お示ししているのは、量の見込みとして、1号の方も、幼稚園としての施設はありませんが、ニーズとして10名いるという数を出しておくことに意味があると考えています。

・上岡委員

今後の新制度の中で、教育関係のことも打ち出されれば、保育所が認定こども園に移行するしないにかかわらず、入所できるなら、需要に対する確保ができるということですね。

・二宮委員

ニーズ調査を行った意味がどのように活かされているのでしょうか。ニーズ調査を行わなくても、現在の利用実績の数値と過去のデータ、待機児童・入所待ち児童の数で設定したように見受けられました。ニーズ調査結果で、多くのニーズが出ているということは、「もし施設があれば、入所したいという人が、もう少しいるかもしれない」というところを、少しは勘案した数字であればよいと思います。説明を聞くと、ニーズ調査の結果が、あまりにも乖離が大きいため、26年度の数値と過去3年間の入所待ち児童数の状況で設定したというように感じました。ニーズ調査を実施した意味を、見込み量として、どのように反映させていくのか疑問に思いました。

ニーズ調査結果をそのまま反映させると、きっと実態と全く違う数字になるとと思いますが、ニーズ調査結果を中島地区のように、そのまま活かしているところもあれば、そうでないところもあります。そのまま活かしていないところについては、ニーズ調査結果が少しは反映された量の見込みであるという説明に受け取ることができませんでした。量の見込みを設定する上では、現在示している数にもう少しプラスアルファの部分があってもよいのではないかと思います。

・事務局

ニーズ調査結果の数字と現在の利用者数との乖離をどこまで反映させるかというところで、事務局としては、冒頭でご説明したように400という数字を今回の量の見込みはお示しさせていただきました。ニーズ調査結果の3号部分について、国からも、算出された数字が過大になっているという話もあります。参考資料3にあるとおり、27年度で4,600くらいのニーズ調査結果が出ていると思いますが、4,600よりは、かなり少ない数字になると思われますので、国からの話なども総合的に踏まえ、400という数字を出させていただきました。

・村上委員

新制度が施行し始めてから、誤差調整をするために、数値の見直しも必要になると思います。

・事務局

この事業計画は、5年を一期としていますが、計画の中間年である、3年目を目途に状況を見て、見直しが必要であれば検討したいと考えています。

・三浦部会長

ニーズ調査結果に基づいて、全体で400という数字を出しました。その400という数であれば、待機児童を確実に解消できるだろうということを前提としたと思います。その400を各地区で配分するときに、入所待ち児童数の割合で配分したということでしょうか。

・事務局

過去3年間の10月1日現在の入所待ち児童数の平均が450名です。これは、過去3年間、市としても保育所の定員を増やしたり、毎年いろいろな取り組みを行っても、同じくらいの数が必ず入所待ち児童として表れています。まずは、入所待ちを解消しなければならないと考えており、入所待ち児童の平均である450定員分を、まず増やすという前提の上で、ニーズ調査結果を見ると、やはり3号認定の部分も加えて取り組んでいこうという考えで設定いたしました。

・上岡委員

最初は、今の数値くらいで、ニーズ調査結果を重要視しながら、現状の待機児童の解消を含めた十分な数字を設定したということで、供給である確保方策の設定をしておかなければいけないと思います。ニーズ調査結果を中心にした量の見込みとしてしまうと、例えば10施設あれば十分供給できるものを、ニーズを基に決めてしまうと、12、13施設と認可して、共倒れになってもいけないと、私

たちはそこを恐れます。

ニーズ調査結果は重要ですが、「現状を踏まえてスタートして、ニーズ調査結果に近づけられなければ柔軟に対応します」というくらいの数値にしておいた方がよいかもしれません。

・三浦部会長

この数字が平成31年までパーマネント（半永久的）なものということではなく、見直しも含めて、微調整しながら進んでいくという前提で、この数字を当面は受け止めましょうというご意見です。

・上岡委員

驚いたというか、今の現状だと思ったが、中島の子ども数です。この数が増えていくような、地域の子育て環境を作らないといけないということでしょう。

・三浦部会長

この数字がそのまま小学校の全校児童数になっていきますから。

・上岡委員

文科省も学校の統合を進めると言い始めていますから。

・三浦部会長

今、出てきています量の見込みの数の根拠について、やり取りの中で確認できたかと思います。これがパーマネント（半永久的）なものではなく、実態に応じて先々微調整していくという前提で、この数字をひとまず見てみるということですが、いかがでしょうか。その他に何かありますか。

・森委員

10月1日時点の入所待ち児童の数が450ということでしたが、おそらく、入所待ち状態というのは、認可保育所に申し込みを行って、入所できない状態だと思います。認可保育所へ入所できないということで、他の施設に変わってしまった場合は、入所待ち児童に含まれないのでしょうか。例えば、9月に認可保育所の入所申し込みを行ったものの、空きがない。その人が9月から仕事をしなければならなかった時、10月まで待てないという現実があつて、9月から地域保育所に通うというような場合です。本当は、認可保育所に入所したいが入れないという人の中でも、10月1日時点では認可保育所の入所申請を取り下げているかもしれない。地域保育所を利用しながら、なおかつ認可保育所に待っている人もいるかもしれませんが、もう地域保育所に行くように決めて、認可保育所の入所申し込みを取り下げた場合、10月1日時点の入所待ち児童の数に含まれないのでしょうか。

・事務局

現状の松山市の入所待ち児童の算出は、認可保育所に申し込みを行った方から、認可保育所に入った児童数を差し引いた数になりますので、後で他の施設に入って辞退した方も入所待ち児童に含まれています。

・森委員

実態として認可保育所の入所希望者の数が反映されているということですね。

・敷村副部会長

最近新聞でもよく報道されていて、松山でもあると思いますが、本来ならば3か月の産休明けで認可保育所へ入りたいが、育休期間を延ばして、認可保育所への入所申し込みをしていない人も多いと思います。その辺りの数は、反映されていないのではないのでしょうか。

ただ、国の施策としては、育休を延長せずとも、いつでも入所できるようにしていく方向だと思います。

ますが、松山市としてもその辺りを踏まえた上で、これからの施設の増やし方が問題になると思います。今現在の松山市での待機児童として上がってきている人数なので、育休の延長を行わなくてもよいという数を増やすことによって、入所申し込み数は増えてくると思います。その辺りの数の見込みが、ここの中には入っていない状態だと思います。

これから、女性が働きやすい環境を作ろうという中で、社会全体的に底上げをしていこうというところも、ニーズ調査で調査した方がよかったのかもしれませんが。今回のニーズ調査では、これから出産をしようとする人や、若い世代の人を対象としていませんでした。この若い世代の方の動きの見込みが、ここには入っていないと思いますが、もしそのような動きが大きくなるのであれば、量の見込みも少し増えてくるように感じました。

・森委員

認可保育所は、乳児の場合、保育士の配置が厚くなるため、それほど保育士 1 人で見られる人数がありません。それで、年度の途中では、なかなか入れません。年度の途中で出産して、子どもが 3 か月や 4 か月になって入所したいと思っても、入所が厳しい状態になるので、その人たちが地域保育所に来ています。私が長い間、地域保育所を運営している中で、地域保育所に来る 0 歳児は減りました。理由の 1 つは、今の育休制度の影響がかなりあると思います。0 歳の枠を作れば、その枠に待機児童の方が一斉に来るかという、0 歳児に一番関わっていた施設としてはそれほどでもありません。育休を取られる方が非常に増えたからだだと思います。

・敷村副部長

確かにそうだと思います。ただ、松山市では乳児保育園が主ですが、0 歳児を産休明けから預かっているところは少ないです。他の市町村に行くと、公立でも 3 か月から預かっているところも多かったりします。制度をこれからどのように変えていこうとしているのか、というところでも、ある程度見込み量が変わってくるのではないのでしょうか。その辺りを事務局として、どの程度把握しているのかなと思いました。

・三浦部長

ニーズ調査を妊娠中の人にも行った方がよいという議論があった時に、それは少し難しいというところがありました。今回の調査では、その辺りが及んでいないというのは了解済みのことだと思います。ただ、そこを、どのように見ているのかという点はいかがでしょう。

・上岡委員

育休は浸透し始めたのでしょうか。

・森委員

私の実感でも浸透していると思います。今年の 4 月からは、給付も変わって、給与補償が 5 割給付から 6 割給付になりました。雇用保険も。それから、今までは 3 か月間社会保険の保険料を払う必要がありましたが、それもなくなったことで、1 年取の方が増えたと思います。職種によっては、1 年取ったら職場復帰した時に、大変だという方は、3 か月だけ利用する場合がありますが、そうでない方は 1 年取の方が増えたと思います。

・上岡委員

うちは乳児の専門保育所です。そのため、「待機児童解消」ということで、今まで施設全体 60 名の定員のところ、0 歳児は 6 名から 10 名くらいでやっていました。0 歳の受け入れ数を崩すわけにいかないということで、職員を確保していたら、今年に入所される方が少なく、経営の面から見ると厳しい状態です。

0 歳児が少ないというのは、先ほど森委員が言われたようなことがあるのだと思います。悪い話で

はありませんが、この状況で、小規模保育などが認可されたら、大変だという気持ちはあります。その辺り、年齢に応じてバランスよく保育士を配置をしていかないといけない。そういう時期が来たという感じです。

・森委員

何十年か地域保育所の事業をしていて、この4、5年で凄く変わった感じがします。育休を取る方が増えたと思います。

・上岡委員

そういえば、当園の保育士も確実に取っています。

・森委員

今までは、仕事をしていて1年間休むのは「周囲にも申し訳ない」という感じでしたが、「社会全体がみんなで子育てに協力しよう」となったため、育休が精神的にも気分的にも取りやすくなったというのもあると思います。

・上岡委員

経営の面から見ると、保育士が育休を取ると最初は大変でした。休みを取る方の代わりに保育士を確保したりと。昔はそう思っていました。最近「そうか」と。いい社会になっているという認識をしています。

・森委員

そうですね。0歳児というのは割と数に出ないため、4月の時点で、その年に0歳児があと何人出てくるかというのは分かりません。1歳以上は、その年の終わりに何歳の子が何人来ているのかで、次の年の数が分かりますが、0歳の子は本当に人数が揃いません。

・上岡委員

会社員などで、それなりに育休制度があるところの方はよいですが、自営業の方は、なかなか育休を取るの難しいと思います。やはり保育所に預けないといけない、という人が多いでしょう。特に松山では、中小企業が多く、その辺りをしっかり見ておかなければいけないと思っています。

・相原委員

育休を取った経験者として。私は1人目の時は、半年で復帰しました。私の会社で、初めて産休と育休を取ったのが私だったため、どうしても1年休む勇気がなかったとことと、5、6年前というのは、まだまだ気軽に育休を取れる雰囲気ではなかったです。今回2人目の時は、周囲の方も1年取れているし、会社も成長してきたというので、ゆっくり1年休ませてもらいました。

しかし、ニュースなどを見ると、都会では、女性活用と言われて、女性が役職なりに就いて、どんどんスキルアップできるように、大きな会社とかでは、今までとは反対に、あまり育休を取らず、仕事での成長を促すような流れも出てきているようです。そのため、育休を取らない代わりに、会社が保育料を半額補助します、というところもあつたりします。

今後、アベノミクスで言う女性活用というのが、育児の支援の拡充もあるし、企業としては、人材確保の問題も出てきているので、そちらの流れも出てきているという現状もあると思います。地方では、まだまだそこまで勢いよく、女性活用の部分が進んでいくかは疑問であります。今後をどう見ていったらよいかというのが今、すごく微妙な感じだなという印象を持っています。

・三浦部会長

いずれは、松山も育休を取って当たり前という方向まで動いていくかもしれませんね。

・森委員

都会で育休を1年取る制度が早く浸透してきましたが、今は育休を取ることも、女性の社会進出にウエイトが置かれはじめてきて、その山が松山には少し遅れてきている気がします。

・敷村副部長

松山市の経済と今回の保育・幼稚園の部分とをリンクして考えていかないと、供給過多になってしまう恐れも出てくると思います。現実的に、生まれ月によって保育所に入れる方と、入れない方がいますよね。

・相原委員

秋冬に産むと保育所への入所が難しいです。

・敷村副部長

保護者の方々がそう思っているのが現実です。松山で子育てしてほしい、「いつ産んでも保育所に入れます」というようにしていくのであれば、少し過多でも確保していくのか、ということもこの会議の大きな議題だと思います。現実的に、月によっては認可保育所へ入れないです。特に私のところは、1歳児園ですから、断るしかない。空きがあったら入っていただきますが、4月段階での待機児童ゼロというところを目指してしまうと、4月以降は厳しいです。

3~5歳については、今の幼稚園で、ある程度は子どもを受け入れる枠がありますが、3号認定の子どもは入れないというのが現実です。そこを松山市としてどうしていくかというのが、算定の仕方とこれから増やす部分で必要になってくると思います。

・後藤委員

保育の量の見込みのところの話になりますが、ニーズ調査の回収率とか、例えば子どもがいるけども、入所待ちではない、つまり入所申し込みを行っておらず、またニーズ調査の回答もしていない方がいると思います。そういう方が、翌年一斉に応募する場合なども、可能性としてはあるのではないのでしょうか。回収率の問題等、実際に必要とする方の数が、回収率に対応して考えられているのか、それとも反映されず少なくなっているのかと思いました。

実際には来年くらいから認可保育所などへ行こうとしているけれど、今年度は入所の希望もしていない、つまり入所待ち児童に入っていない。実際に、各施設へ行っていない人がいるとして、その方々が急に希望するという場面はないのでしょうか。

・三浦部長

それは、なかなか予想が難しいところがありますね。

・事務局

ニーズ調査結果で算出した量の見込みについては、回収率がだいたい6割弱ですが、未回答の4割の方の状況も考慮しています。回収率の多い少ないで、結果が変わるというものではありません。

10月1日時点の平均入所待ち児童数450というものは、おっしゃるように申し込みをされた方をベースにしていますので、申し込みされてない方は反映されていません。また、ニーズ調査についても、お子さんのいるご家庭に対する調査ですので、今後お子さんが生まれるというところに入っていません。そういう意味で、今回のニーズ調査で、すべてカバーするには限界があります。

新制度になって、待機児童という定義自体も変わるという話も国の方では出ていますし、先が見えないところもあるため、現段階で市として出せる数字は、今回お示ししたものですが、今回のご意見も踏まえて、見直しの中で検討させていただけたらと思います。

・三浦部会長

量の見込みというのは、多ければよいというものでもないと思います。多すぎると、またいろいろ困る部分も出てきますし、その辺りもいろいろと勘案して出していただいた数字ですが、経過の中で調整していくという前提のところ、今回の量の見込みの数値を決定した方向自体はご理解いただけるのかどうか、というところです。

・亀崎委員

児童福祉施設である保育所については、特別な配慮を要する家庭や、社会的養護という側面でも考えておく必要があると思います。例えば、今、子どもの貧困率がすごく上がってきていますので、まず、保育所を必要とするひとり親家庭の世帯数というのがどの程度なのか。その中で保育所へ入所していない乳幼児がどの程度いるのか。虐待の対応件数の中に、どの程度乳幼児が含まれていて、対応としては施設面だけではないですね。保育所入所措置を取ろうと思っても、保育所が定員いっぱいであると、子どもへの法的な関わりができなくなります。待機児童がたくさんいると、保護もできない、保育所にも入所できないというところで、本当に保育所を必要としている子どもの救済ができないというところがあるため、特別な配慮を要する家庭と、社会的養護という側面でも、少し数を考えておく必要があると思いました。それから、障がい児の通所施設に通っている子どもたちの中で、保育所で集団生活を送る機会を保障されている子どもがどのくらいいるのか、松山市がどのくらいそれを受け入れるキャパシティがあるのでしょうか。自分では把握できずに言っていますが、その辺りの視点も必要ではないかなと思います。

・事務局

要保護児童の入所に当たっては、市としても配慮する必要がありますし、国も優先利用事項として入所審査の際に、保護を必要とする子どもで保育所入所が必要であるという場合には、優先的な利用に係る配慮を行うよう示しています。実際の所では、市で定めた審査基準に基づいて入所していただくということになりますので、一定の配慮がなされるものと思っております。

その部分が、受け入れの量にどう反映されるのか、というところにつきましては、今の現状を再度よく確認した上で、量の見込みに盛り込む必要があれば、事務局で検討した上でまたお示ししたいと思います。

・三浦部会長

特別な配慮を要する家庭の子どもなども見込みとして考えると、各施設定員を踏まえて次の部会で提出という部分で、その子どもの受け入れ部分とを別々にして審議することになれば、大変なことになります。量の見込みとしては、全体として今回示したもので、実際の入所手続きを行う時にいろいろと配慮を行うというのが今のご説明だと思いますが、いかがでしょうか。

・事務局

要保護児童というのは10名や20名が1回で出るわけではなく、1回につき、1名程度であれば、保育士や施設の状況で対応できる場合が多くあります。そういった場合では、何とか対応できていると思います。

そして、敷村委員が言われた、女性の就労の増加の見込みですが、安倍政権になって、女性の力の活用と言われていますが、それに伴って、松山市でどのくらい女性の就労が増加するかという見込みは立たない状況です。この点についても、一定期間計画を実施していく中で見直して、反映できたらと考えます。

・三浦部会長

発達障害の増加ということなども含めて、現実には大事な問題だと思います。その辺りも政策全体としては、視野に入れなければならないですし、敷村委員の言われた政策全体の中で、数をどう見る

のかという視点も、事務局の方で頭に入れておいていただけたらと思います。

最初に申しましたように、今日これで確定ということではなく、この数字を前提に次の作業を事務局でしていただきます。この目安が立たなければ、次の確保方策の作業ができませんので。最終的には、次回の確保方策の数字が出たところで、全体をこの部会で決定するという流れとしまして、今日のところは、この議案はひとまずこれで確定ということで、よろしいでしょうか。

(部会委員了承)

④地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

・三浦部会長

続いて、当部会で審議する「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」について、事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料4に基づきに「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」について説明～

・三浦部会長

量の見込みにつきまして、5つの原案としてご提案いただいております。それぞれ性格が異なりますが、1 延長保育事業と 2 一時預かり事業の、24 頁までのところで、ひとまずご意見をいただきます。

・村上委員

聞き落としたのかもしれませんが、13 頁の「増減率」の数値はどのくらいでしょうか。

・事務局

増減率は、地区によって異なります。ニーズ調査結果に基づいたデータで、参考資料3の3頁で全体の状況をお示ししておりますが、延長保育事業でいうと、ほぼ横ばいとなっています。

・三浦部会長

31 年度までのニーズ調査結果に基づいて、その数字の増減割合を 27 年度に掛けていったということですね。地域によって増えているところもあるし、年度によって減っているところもあるということですね。

4 頁の中心部だけ、25 年度実績 903 に対して 27 年度 908 になっていますが、何か異なって設定した理由があるのでしょうか。

・事務局

25 年度実績のところを 903 ではなくて 908 ですので、訂正させていただきます。

・三浦部会長

24 頁までで、他にはよろしいでしょうか。算出根拠はきちんとお示しいただいておりますが。

・敷村副部会長

保育所での一時預かりと、幼稚園での一時預かりとでは、意味合いというか中身が異なりますが、その辺りは説明がいるのではないのでしょうか。

・三浦部会長

一番異なるのは時間ででしょうか。

・敷村副部長

時間も異なりますし、形態も異なります。

延長保育に関しても若干違います。認定の捉え方も異なります。その辺り、時間帯も含め説明が必要だと思います。おそらく、幼稚園の中でも異なると思います。

・三浦部長

そこは、確保方策の数字が出た時に、説明を書き加えるという対応でよいでしょうか。

・敷村副部長

保育所の場合は、「一時預かり」と言えば、ほぼ同じだと思います。幼稚園の場合は異なると思いますがいかがでしょうか。

・上岡委員

幼稚園では、一時預かりという言葉を使っていませんから。預かり保育と言ったりしているので、言葉も異なります。

・事務局

幼稚園で行っている、今で言う“預かり保育”というものが、新たに一時預かり事業の中の幼稚園型という事業区分として創設され、新制度で運用されます。その辺りも踏まえて、“一時預かり”だから保育所や幼稚園と施設の種類によらず、新制度における事業類型に合った形で、ニーズ調査の調査時点でも、その形に合った状態で集計されていますので、結果も分けて出ています。今回お示した資料だけでは、分かりにくいと思いますので、資料の中で補足的に記載するなど、配慮させていただきたいと思います。

・三浦部長

資料を少し工夫していただくということで、よろしいでしょうか。

それでは 25 頁、26 頁の 3～5 のところですけれど、3 と 5 はお示しいただいている状態として、4 の記載内容の文言だけご確認いただければよいかと思いますが、いかがでしょうか。

・村上委員

相談窓口の増設について、利用者支援の要素も追加して、市内で新たに 4 か所増設し、5 か所を確保するとすると、中身ですが、担当者がそれぞれ配置されるということですか。心配するのが、窓口は増えたが、結局は市役所へ行かないと対応できないということにならないか心配しています。その窓口で手続きが完了できるかということが大切だと思います。

・事務局

その場所で、利用者支援ができる担当者を配置すると想定しています。

(その他委員意見なし)

・三浦部長

それでは、3～5 もご承認いただいたとういことで、よろしく申し上げます。ただ、延長保育等の数値、それから資料 3 にあります量の見込み等につきましては、先ほど申しましたように、また具体の小さな数字が出てくるところで、微妙に変わるかもしれませんので、繰り返しますが、今日、お認めいただいた数字をベースに、事務局で細かい数字を調整していくという、その作業ベースということで、その点も併せてご了解いただけますでしょうか。

(部会委員 了承)

・三浦部会長

また、地域子育て部会でも、この部分について、ご報告いただければと思います。

3. 報告事項

・三浦部会長

議事は以上でございます。最後に報告事項のご説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 5 に基づきに「国等の動向」について説明～

・三浦部会長

事務局の説明は終わりました。

国の動きや各施設の意向調査結果の報告ですので、特にご意見等はないと思いますが、特段何かございましたら、お願いします。

(各委員からの意見なし)

・三浦部会長

それでは、以上をもちまして、本日の全ての審議を終了とします。
事務局にお返しします。

4. その他

①連絡事項等

・事務局

連絡事項についてお知らせします。次回の部会開催については、日程調整をさせていただいたところ、8月28日(木)の午後から開催する予定です。時間については、全体会及び部会の開催についても検討した上で、正式なご案内は、文書にて行います。よろしく願いいたします。部会相互での情報共有という観点から、今回の資料及び議事録につきましては、地域子育て部会の委員の方にも送付いたしますので、予めご承知おきください。

5. 閉会

・事務局

三浦部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「平成26年度第3回松山市子ども・子育て会議 教育・保育部会」を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

(了)